〇調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから90日超を経過しているもの(資料10)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	第3回国防会議関係資料	H17. 4. 11	355	時間を要したため、不服甲立てを受け付けた後、諮問に係る検討を十分に行うことができなかったため。	
警察庁	愛知県警に係る平成8年度の総理府所管一般会計の計算 証明書類	Н17. 2. 28	396	本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都 県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であ り、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐 にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をする に際し、慎重な検討を要するため	
	警視庁(機動隊分を除く)に係る平成8年度の総理府所 管一般会計の計算証明書類	H17. 2. 28		本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都 県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であ り、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐 にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をする に際し、慎重な検討を要するため	
法務省	平成13年度司法試験第二次試験における,請求者本人の 解答案の不開示決定(不存在)に関する件	H16. 8. 25	583	通常業務多忙のため、処理に時間を必要としたため。	
	平成16年度司法試験第二次試験における,請求者本人の 解答案の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	Н16. 9. 10	567	通常業務多忙のため,処理に時間を必要としたため。 なお,本件対象文書については,行政機関個人情報保護 法に基づき,開示決定済みである。	
	2004年10月7日,11月9日に開催された司法試験委員会の 議事内容を録音したテープ及び発言者名のわかる議事を 記録した文書の不開示決定(不存在)に関する件	Н16. 12. 24	462	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏ま えた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	2004年11月26日,12月10日に行われた司法試験委員会の 議事内容を録音したもの及び発言者名のわかる議事を記 録した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17. 1. 14	441	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	2005年1月20日に開催された司法試験委員会の会議の内容を録音したものの不開示決定(不存在)に関する件	Н17. 3. 22	374	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏ま えた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	2005年2月1日に開催された司法試験委員会の会議の内容 を録音したものの不開示決定(不存在)に関する件	Н17. 3. 22	374	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
	平成16年処分説明書及び措置の内容の一部開示決定に関 する件	H17. 4. 19	357	不服申し立てに対する、当局調査を慎重に行ったため。	
	2005年2月28日に開催された司法試験委員会の会議の内容を録音したもの及び2005年1月20日,同年2月1日に開催された司法試験委員会の発言者名のわかる会議内容を記録したものの不開示決定(不存在)に関する件	Н17. 5. 23	312	本件は、東京地方裁判所に不開示決定処分取消等請求事件が係属しているところ、その審理状況及び結果を踏まえた上で、諮問の要否等を検討する必要があるため。	
外務省	「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」(平成15年度(行情)答申第709号3頁)された事実を示す文書ないしその事実を記録した文書。	II17 19 10	102	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。(計3件)	Н17. 11. 15	136	不服申立ての対象文書が著しく大量であるのに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	Н17. 11. 14		開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に 著しく集中しているため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処 理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「行政協定に基づく合同委員会合意インデックス」に綴られている文書の全て。 (他、計2件)	H17. 10. 4	178	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「外務省文書管理規則」(外務省訓令第10号)に基づき 日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち 弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月~2004年12月末まで)。*電磁的記録で保 存されている文書については電磁的記録での複写を希 望。	Н17. 7. 13		不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	別紙「秘密文書外部回付(配布)許可願」において許可 の対象となった文書の全て。	Н17. 7. 13	261	不服申立ての文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要しているため。 開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中したため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	行政文書ファイル「弾道ミサイル防衛情報供与」の作成 (取得)時期以降に同様のテーマで調製された行政文書 ファイルに綴られた文書の全て。(他、計3件)	Н17. 6. 13	291	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第 01250号で開示されたものから更に改定ないし更新され たものがあればその最新版。	Н17. 5. 27	308	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の 処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録 した文書の全て。(他、計24件)	Н17. 5. 17	318	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	行政文書ファイル「弾道ミサイル防衛技術共同研究」に 綴られている文書の全て。*電子データが存在する場合 には電子データを希望。(他、計2件)	Н17. 4. 30		不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	日米合同委員会議事録のうち開催場所及び日時の記録部 分(対象期間は第1回~請求日現在)。	H17. 4. 12	353	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
外務省	「弾道ミサイル防衛情報供与」(詳細表示[分類]対北 米地域外交-日米安全保障条約-日米相互防衛援助協定 [作成(取得)時期]1992年01月01日[保存期間]永年 [作成者]北米局日米安全保障条約課)。(他、計4 件)	Н17. 3. 1	395	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中して いるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16. 9. 25	552	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の 処理以外の事務が著しく繁忙であったため。	
	1959年3月6日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部または一部を記した覚書、報告書などの文書(会談の様子を録音、撮影した図画・電磁的記録を含む。会談のために米国側に交付し、米国側から交付された文書・図画、並びに会談で閲覧され、合意された文書・図画を含む)(他、計6件)	Н16. 9. 3	574		
	北朝鮮の核兵器開発問題	H16. 6. 21	648	不服申立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要しているため。	
	1945年から1972年までの沖縄の米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切(空軍、海軍、陸軍、海兵隊4軍それぞれ) 例 米空軍第X部隊(1950年)→米空軍第Z部隊に再編成(1960年)等	Н16. 4. 13	717	不服申立ての文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要しているため。 開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中したため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	1960年8月から1964年11月までの間に開催された「外交 政策企画委員会」の記録	H16. 4. 10	720	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の検索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	
	飲食その他の供応および便宜供与に関する、決裁に係る 書類及び支出証拠(公邸での宴会に関連するものを除 く)(領収書・請求書を含む個別支出に対する決定を 行った文書)(在米大使館での平成11年度支出分、同 大使館での平成10年度第4四半期支出分、在仏大使館 での平成11年度支出分、同大使館での平成10年度第 4四半期支出分) (他、計2件)	Н16. 2. 10		担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、また、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開 示を求めるもの	H16. 5. 13	687	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 5. 13	687	不服由立車安が集由したこと また 正際業数が蒸しく	
	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16. 6. 1		対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開 示を求めるもの	H16. 6. 1	668	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく 繁忙であったため。	
厚生労働省	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26	582	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て 事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定労働局が法違反で企業名を公表した資料の全部開示 決定に対して対象文書か他にも存在するとして開示を求 めるもの	H16. 8. 26	582	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対し て不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26	582	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て 事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対し て不開示部分の開示を求めるもの	H16. 8. 26		開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	Н16. 9. 8	569	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16. 9. 8	569	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示 決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要している ため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示 決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要している ため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示 決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要している ため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示 決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н16. 9. 13	564	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要している ため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示 決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н16. 9. 21	556	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要している ため。	
	特定証書番号に係る年金給付決定関係文書の不開示決定 に対して開示を求めるもの	Н16. 9. 27	550	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量であり各情報の開示・不開示の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示 決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	Н16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示 決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	Н16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示 決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	Н16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
厚生労働省	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示 決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	Н16. 11. 19	497	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定法人に対する是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの特定は関係を表現の一部関ラ決定に対して不関ラ	Н16. 11. 29		英久川 「() みっ Te Te X)	
	特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示 部分の開示を求めるもの	Н16. 11. 29	487	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく 繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	特定労働局管内の司法事件一覧表の一部開示決定に対し て不開示部分の開示を求めるもの	Н16. 11. 29	487	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であるため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н16. 11. 29	487	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示 部分の開示を求めるもの	Н16. 12. 9	477	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示 部分の開示を求めるもの	Н16. 12. 9	477	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н17. 1. 19	436	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示 部分の開示を求めるもの	Н17. 1. 24	431	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に対する指導文書の不開示決定に対して開示を 求めるもの	H17. 2. 25	399	不明中立東安が焦山したこと また 正常業数が某しく	
	特定会社に対する是正勧告文書の不開示決定に対して開 示を求めるもの	H17. 2. 25	399	不明中立東安が焦山したこと また 正常業数が某しく	
	特定事案に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決 定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17. 2. 28	396	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量 であり各情報の開示・不開示の検討に時間を要したた め。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求め るもの	H17. 3. 24	372	不肥中立東安が焦山したこと また 正英業数が装しく	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を 求めるもの	H17. 3. 24	372	プロロー書店が告出しまっし まま ご放光をが苦しく	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を 求めるもの	H17. 3. 24	372	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく 繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を 求めるもの	H17. 3. 24	372	て即由古東安が焦山したこし、また、正英光改が某しく	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を 求めるもの	H17. 3. 24	372		
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求め るもの	H17. 3. 24	372		
厚生労働省	特定会社への是正勧告文書の不開示決定に対して開示を 求めるもの	Н17. 3. 25	371	不明由立事安が佳山したこと また 正管業務が薬しく	
	特定会社への指導文書の不開示決定に対して開示を求め るもの	Н17. 3. 25	371	不明由立事安が佳山したこと また 正管業務が薬しく	
	特定期間の超過勤務命令簿等の不開示決定に対して開示 を求めるもの	Н17. 5. 31	304	正常要なが敏にも振みていてもよ	
	補助金の協議文書中の連絡協議会等メンバー等の一部開 示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	Н17. 6. 9	295	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	特定センターの事業実績報告の一部開示決定に対して不 開示部分の開示を求めるもの	Н17. 6. 9	295	いたため	H18.4.4 取り下げ
	特定会社に係る解雇予告除外認定関係書類の一部開示決 定に対して不開示部分の開示を求めるもの	Н17. 6. 20	284	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н17. 7. 6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て 事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н17. 7. 6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н17. 7. 6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て 事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н17.7.6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て 事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н17.7.6	268	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て 事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定センターの活動状況を比較・評価した文書の不存在 による不開示決定に対して文書を保有しているとして開 示を求めるもの	Н17.7.15		不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	特定センターの連絡協議会等構成メンバーの一部開示決 定に対して不開示部分の開示を求めるもの	Н17.7.15	259	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留して いたため。	H18.4.3 取り下げ
	知的障害の定義、判定基準を記載した文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	自閉症児・者への支援プログラム及び実践文書の不存在 による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を 求めるもの	Н17.7.28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	発達障害者支援法で使用している自閉症者の定義の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н17.7.28		不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	知的障害の原因を記載した文書の不存在による不開示決 定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н17. 7. 28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留して いたため。	H18.4.3 取り下げ
厚生労働省	自閉症の原因を記載した文書の不存在による不開示決定 に対して文書は存在しているとして開示を求めるもの	H17. 7. 28	246	【V 7こ7こ <i>め</i> 。	H18.4.3 取り下げ
	特定施設見学に係る復命書の不存在による不開示決定に 対して文書は存在するとして開示を求めるもの	Н17. 7. 28	246	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	H18.4.3 取り下げ
	特定会社の就業規則の不開示決定に対して開示を求める もの	Н17. 9. 6		不服甲立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく 繁忙であったため。	
	特定会社の就業規則の不開示決定に対して開示を求める もの	Н17. 9. 14	198		
	雇用保険適用関係業務取扱要領の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	Н17. 9. 15	197	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったた	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため	
	特定年度の司法処理事件一覧表の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	H17. 10. 11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため	
	通所介護事業の会計を一般会計で処理してよい根拠書類 等の一部開示決定(一部不存在)に対して決定の取消し を求めるもの	Н17. 10. 12	170	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	
	特定月に行った立入検査に関する報告等の一部開示決定 に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H17. 10. 17	165	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めているため。	
	特定労働局の労災協力医名簿の不開示決定に対して開示 を求めるもの	H17. 10. 18	164	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく 繁忙であったため。	
	特定会社の就業規則の不開示決定に対して一部開示を求 めるもの	H17. 11. 21	130	不明由立車安が隹山 たこと また	
	特定災害に係る災害調査復命書の一部開示決定に対して 不開示部分の開示を求めるもの	H17. 12. 26	95	正英类数が装しく夕忙でもったため	
社会保険庁		H17. 12. 26	95	不服申立後、請求人の求めにより処理を一時保留としていたため	H18.5.11 取り下げ
	平成15年度の省エネ法第11条に基づく定期報告書	H17. 1. 7	448	特定の部署に対し、膨大な量の情報公開開示請求及び行政不服審査請求が行われ、通常業務に支障をきたすほどの作業量が発生したため。	
国土交通省	指定確認検査機関の特定法人(平成13年6月1日認可)の 株主出資比率のわかる書類(報告書類(H15検査))の一 部開示決定に関する件	Н16. 12. 25	461	担当部署が法令の改正業務と重なったこと、国家試験の 準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題 において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及 び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	国道41号加茂郡白川町(JR高山線白川口駅南66.5kps付近)の路面表示の考え方がわかる資料の不開示決定(不存在)に関する件	Н17. 3. 29	367	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	特定法人の指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の うち省令で定める書類の一部開示決定に関する件	Н17. 6. 5	299	担当部署が国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今 の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく 繁忙であるため。	
	独立行政法人都市再生機構資産評価委員会配付資料の一 部開示決定に関する件	Н17. 6. 6	298	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
	「平成17年度連続立体交差事業等説明資料」のうち、西 鉄宮地岳線連続立体交差事業に係る部分の開示決定に関 する件		144	弁明書・反論書等の行政不服審査法に基づく手続に時間 を要しているため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書(略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書は除く)②審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたものの一部開示決定に関する件 ①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書②審査請求説明資料のうち打合せ記録の不開示決定に関する件 特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H17. 11. 20	131	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確 認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等 著しく繁忙であるため。	
	住宅性能表示制度の施行にあたり「劣化の軽減に関する 評価」を検討した委員会の会議議事録と資料等その根拠 となる文書一切の不開示決定(不存在)に関する件	Н17. 11. 22	129	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業 などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	2005年7月22日付特定法人提出資料の不開示決定に関する件	Н17. 12. 25	96	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確 認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等 著しく繁忙であるため。	